

県政報告

第34号

筑紫野市選出



『県民生活の充実と経済の発展』を担う！

原竹岩海

福岡県議会議員 はらたけ いわみ

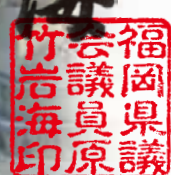


筑紫神社(筑紫野で最も古い神社で市の無形文化財です。)

新年明けまして
おめでとうございます。
昨年は大変お世話になりました
本年もよろしくお願い申し上げます

福岡県議会議員
厚生労働環境常任委員長
原竹岩海

原竹岩海



12月定例県議会は、12月1日から18日までの日程で開催され、雇用情勢の改善を目的に緊急雇用創出事業の追加補正をはじめ、地域医療機関の連携や在宅医療の充実などを推進する「地域医療介護総合確保基金」、特定危険指定暴力団「工藤会」の壊滅に向けた暴力団対策費、人事委員会の勧告に基づく給与改定等に要する経費等、補正予算は134億3,300万円の増額となり、補正後の一般会計予算規模は、1兆6,975億円3,700万円となりました。

また、本県の農林水産業及び農山漁村の持続的発展並びに県民の健康で豊かな生活の向上に寄与する

ための基本理念、及び、それらの実現のために必要な事項を定めた「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」の制定。また、県議会の各会派代表による調整会議で協議が進められてきた「福岡県危険ドラッグ条例」(福岡県薬物の濫用防止に関する条例)案が、全国初となる「議員提案」がなされ可決しました。原竹岩海県議も所管の委員長として本調整会議に参画しました。この他、県議選の選挙公報の発行に関する条例改正など全24議案を全会一致で可決し閉会しました。

福岡県議会議員 原竹岩海

全国初、議員
提案による

「福岡県危険ドラッグ条例」制定される！

原竹岩海県議、所管の委員長として調整会議に参加！

危険ドラッグ条例は、現在、九州では佐賀県が制定を目指している他、全国で9都府県が条例を制定しています。県内では、2月に福岡市の繁華街である天神において危険ドラッグ使用による乗用車の暴走で12人が重軽傷を負う事故が発生をした他、全国で危険ドラッグ使用による重大事故や幻覚・妄想による殺人事件などが多発し、大きな社会問題となっています。当然、危険ドラッグは国の薬事法規制の対象であり、約1,412の薬物の成分が規制されています。しかし、新種のドラッグを指定しても、すぐに少し構造を変えた新種が出てくるなど、いたちごっこ状態が続いています。こうした状況を受け、本年12月17日に施行された「改正医薬品医療機器法」で自治体に義務付けられた依存症治療や啓発に関する教育を全国初として盛り込むと共に、他県のような知事提案ではなく、これも全国初「議員提案」され全会一致で可決成立しました。



危険ドラッグ条例制定会議の委員が、議長に条例案を提出

同条例の主な内容は、治療・社会復帰支援・啓発教育を図り、知事に早期発見による調査及び警告を義務づけ、知事が特定危険薬物を指定し、違反した場合は警告し、従わない場合は5万円以下の過料を科します。東京都の薬物検査能力を活用し、全ての人の対し流通・使用を禁止することとしています。命令に従わない場合は懲役を含む厳しい刑罰を科します。

危険
ドラッグ条例
(福岡県薬物の濫用
防止に関する条例)

危険ドラッグに関する「第1回 薬物濫用防止条例調整会議」が平成26年10月7日開催され、同年12月16日まで集中的に協議されました。会議には、会派選出委員・所管の委員長はもとより、議会の法務・政策担当者をはじめ、警察・厚生部局の行政担当者も積極的に参加を頂き、専門弁護士の方のご指導も賜りました。原竹岩海県議は、所管の厚生労働環境常任委員会の委員長として全会議に出席し、12月議会への条例案提出の実現に向けて主要なメンバーとして活躍しました。

原竹岩海県議、
危険ドラッグ
条例制定会議で
委員として大活躍



第1回 薬物濫用防止条例調整会議



平成26年度決算特別委員会 原竹 岩海登壇!!

暴力団排除は教育から！(11月4日)



【質問】原竹県議

福岡県警が、本県から暴力団を排除することを旨として全国に先駆けて導入した「福岡県警察暴力団排除教育サポーター」いわゆる「暴排先生」について主な役割について伺う。また、これまで暴排先生は、中学生においてどのような成果が出ているのか。暴力団排除教育を更に進めるため、「暴排先生」の授業を今後も継続する必要があると考えるが、質す。

【答弁】県警察総務部長

「暴排先生」は、県暴力団排除条例に基づき、現在8名を採用し、授業内容としては、県内の暴力団情勢や暴力団の実態・特徴、暴力団員による犯罪の被害を防ぐ手段などをできるだけ視覚に訴えるなど、青少年が関心を持ち、わかりやすい教育に努めている。

昨年度は、県内の中学校・高校の約97%に当たる約550校に対して授業を行い受講者は約21万人となっている。この教育を受けた青少年に対するアンケートの結果、約97%が「暴力団の本当の姿を理解できた」と回答している。県内の暴力団構成員数は、平成24年度・25年度と2年連続で暴力団対策法が施行された平成4年以降、最小となっている。

先般、県警察では、暴力団の壊滅にむけた正念場として、取締などの諸対策を強化しているが、生き残りをかけた暴力団は、あらゆる手段を取ってくるのが予想される。

今後とも、暴力団壊滅のためには、暴力団排除教育の必要性を強く感じているので、「暴排先生」による暴力団排除教育を継続していきたいと考えている。

【質問】原竹県議

「暴排先生」の授業を含め、中学校では暴力団排除教育にどの様に取り組まれ、どのような成果が上がっているのか。

【答弁】義務教育課長

暴排先生においては、分かりやすく授業が進められており、生徒は、暴力団の反社会性や実態についての認識、暴力団加入の抑止、暴力団による犯罪被害からの自己防衛等について理解を深めている。

また、学級活動において、喫煙、飲酒、薬物乱用などの害に関することや自分の生活行動を見直したりすることなどを学習しており、「暴排先生」の授業を自分の生活へと実践・発展させる指導を行っている。

【質問】原竹県議

教育長として、県警と連動した暴力団のいない福岡県を実現するため、今後どのような姿勢で「暴力団排除教育」に取り組んでいけるのか。

【答弁】城戸県教育長

児童生徒の発達段階に応じて、「暴排先生」と道徳教育、生徒指導等が、学校の教育指導計画上に関連付けて実施され、全体として児童生徒の非行防止や健全育成はもちろん、暴排教育の効果が上がるよう指導助言を行っている。

【質問】原竹県議

私立学校も暴排教育は必要である。私立学校の暴排先生による授業の実施状況と暴排教育について伺う。

【答弁】県私学振興課長

私立学校に対して、暴排教育を行うよう暴排先生による授業も積極的に活用するよう要請している。私立学校における暴排先生の授業実施状況は、平成25年度中学校27校中20校、高校60校中58校が実施されている。未実施校にも県警等関係機関と連携して実施されるよう要請してまいる。

美術館と美術作品の鑑賞教育について！



【質問】原竹県議

本県の教育現場において、小中高生は主にどこで美術鑑賞教育を受けているのか。美術館は、子ども達の美術鑑賞の場として活用されているが、県立美術館や久留米市にある石橋美術館の小中学生の美術館への入場者数を見る限り、子ども達が少ないように思えるが、県立美術館においては、学校が教育の一環として団体で鑑賞すること支援する取り組みはしているのか。

【答弁】社会教育課長

中学校学習指導要領において、表現・鑑賞の幅広い活動を通して、美術文化についての理解を含め、豊かな情操を養うことが中学校段階での目標となっている。美術館に向いて鑑賞を行ったり、子どもや学校の実態に応じた場所や機会を通して鑑賞活動が行われている。入館者の内、小中学生は県立美術館では約6千人から7千人程度、石橋美術館は約5千人から約8千人となっている。

県立美術館では、子ども達に対して「スクールミュージアム事業」をしている。往復のバスの借上げ料や鑑賞料の補助を実施している。

石橋美術館から 国宝級の作品が 東京へ移管される!? (11月4日)

【質問】原竹県議

久留米の石橋美術館においても、学校の鑑賞教育を促す取り組みは行われているのか。多くの学校がある福岡県としては、利用学校数が少ない努力不足と言わざるを得ない。また、久留米市の石橋美術館においては、実質運営している石橋財団が平成28年9月までに収蔵している国宝級の美術品を含めて、多くの美術品を東京のブリヂストン美術館に移管し、運営から撤退することが公表された。国宝に指定されている郷土出身の青木繁の「海の幸」など国指定の重要文化財である多くの美術品も移管されることから、地元はもとより県内の美術鑑賞教育にも大きな影響があると危惧している。この問題は、久留米市と石橋財団の問題であるとはいえず、広く郷土や県民の貴重な財産として、何とかならなかったのかとの想いである。石橋美術館の今回の問題について、教育長としてどのように受け止めておられるのか所見を伺う。

【答弁】城戸県教育長

地元久留米市において、市内の中学校1年生全員を対象に、同館の美術鑑賞を行うためのバスの借上げを市が行う事業が実施されている。過去5年の平均では、県立美術館が年間52の学校で、石橋美術館では47の学校がそれぞれ利用している。石橋財団の撤退により、多くの優れた美術品が本県を離れることは残念であり、県民の美術鑑賞の機会の確保といった点で憂慮されるが、現在、久留米市において石橋財団との間で新しい美術館の運営に向けて検討・準備が進められており、魅力ある美術館づくりに向けた取り組みが行われることを期待している。県教育委員会においても、新しく久留米市が運営することとなる美術館と県立美術館との連携などを通じて、子ども達をはじめ県民の美術鑑賞の確保と充実に向け努力してまいる。



法定外目的税の「産業廃棄物税」について



「法定外目的税」は、地方自治体が予め総務大臣に協議し、同意を得るものと地方税法に明記されており、全国都道府県においては主に「環境税」として導入されている。

本県も、筑紫野市の県営山神ダム上流域に、日本最大級の130万トンを超える産業廃棄物が搬入されている最終処分場があり、平成10年11月6日、同処分場内において硫化水素ガスにより三人の従業員の方が即死される事故が発生し、全国でも大きなニュースとして報道された。その他、県内の各地において、安定型産業廃棄物最終処分場を中心に地元住民とのトラブルが多発し、県行政や議会においても喫緊の課題となっていた。現在も、県内各地において産業処分場に関する諸問題が発生している。

これらのことから、県は産業処分場に対する対応と対策はもとより、「地方分権一括推進法」の施行に伴い、産業の排出抑制・減量化・リサイクルの向上を図り、循環型社会の実現を目指していくとし、その一環として、平成17年4月「福岡県産業廃棄物税条例」が施行された。

本産廃税の納税義務者は、産業の中間処理施設、及び、最終処分場へ搬入する事業者と

なっており、昨年度は約1億九千四百万円が納税されている。
県は、平成26年3月に、排出業者に対し、5年ぶりに意識調査を実施された。調査の項目は、

- ① 産業処理状況
- ② 産廃税の周知状況
- ③ 産廃税導入に伴う排出抑制の取り組みの変化
- ④ 産廃税の施行状況
- ⑤ 産廃税の税収に伴う使途
- ⑥ 産廃税の九州各県広域的導入など

アンケートの分析は、産廃税の施行後、全体的に産廃量が減少している。税収では、焼却処理場への搬入に対する課税と、最終処分場への搬入の課税は共に減少傾向にある。また、アンケートの対象は産廃の排出量が多いとされている製造業・建設など約1,200の事業者に対して、調査が実施され分析されている。今回、本調査の「産廃税に関する周知状況」という項目について知事に質問と確認をする。

1点目に、県は、関係する事業者はもとより、広く県民に本県に係る「産廃税」に関して確実に周知する必要があると思うが、知事の産廃税に関する認識と、県民への周知について伺う。

2点目に、関係する事業者の「税率の妥当性」の認識について質問する。アンケートでは、排出事業者の本税について「一定の理解をしている」が、5年前は38・9%が、今回は31・4%と減少している。「排出抑制・リサイクルの促進に対して、妥当な税率とは思えない。」との回答が5年前は、5.1%だったのが、今回は3.4%に改善されているが、一方、「わからない」との回答が実に、65・1%にも達していることに関して、本税に対する県行政の周知の取り組みに大きな問題があると言わざるを得ない。これらのことから、県は関係事業者「産廃税」に関して、更なる説明責任があると思うが、知事の所見と具体的な対応について伺う。

3点目に、産廃税の使途事業の継続について知事の所見を伺う。

産業廃棄物税に関する質問の知事答弁

1 産業廃棄物税条例に関する知事の認識と県民への周知について

【答弁】小川県知事

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、環境型社会の実現に資することを目的として、平成17年度に創設した。この税制を導入するにあたっては、産業廃棄物が県境を越えて移動している実態を踏まえ、九州各県で共同検討を行い、広域的に産業廃棄物税を一齐に導入することとした。産業廃棄物税の導入後、焼却施設や最終処分場への搬入量は減少しており、一定の効果を発揮しているが、産業廃棄物の発生量は、依然高い水準であり、まだまだ必要性が認められるため、本12月議会において、産業廃棄物税を平成27年度以降も継続する条例改正案を提出している。また、関係事業者への周知は当然のこと、県民に対しても、県のホームページや「県税のしおり」、県政出前講座などで、県税全体に関する説明をする中で、産業廃棄物税について周知してきた。今回、この条例改正を認めていただければ、県の広報誌などでもしっかり周知していきたい。

2 関係事業者における「税率の妥当性」の認識について

【答弁】小川県知事

産業廃棄物税の目的や使途事業について、排出事業者や処理業者、理解と協力を頂くことは、この税の目的である産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの

促進を図るために非常に重要なことである。このため、関係事業者に対して、県はもとより、産業廃棄物の特別徴収義務者で構成される「福岡県産業廃棄物税納税推進協議会」を通じて、産業廃棄物協会主催の研修会における啓発チラシの配布や説明、あるいは、産業廃棄物に関するパネル展などの啓発活動を行ってきた。制度創設以来、このような取り組みを進めてきたが、今回のアンケート調査において、不十分な点も確認できたことから、これまで以上に工夫を凝らしながら取り組んでまいりたい。

3 「産業廃棄物税」の使途事業の継続について

【答弁】小川県知事

これまで、産業廃棄物税の税収を活用し、リサイクル促進の観点から、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する助成や、リサイクル認定制度を活用したリサイクル製品の普及・拡大を行っている。また、人材育成のため、企業を対象としたリサイクル技術の先進事例を紹介する研修会を開催するほか、産業廃棄物の適正処理の推進のため、不法投棄等対策専門員の配置や市町村が設置する監視カメラの補助などの事業を進めている。

その結果、県が認定したリサイクル製品の販売額は平成19年度の20億円から25年度は19.9億円へと大幅増加し、リサイクルの促進につながっている。また、廃棄物の不法投棄件数については、19年度の107件から25年度は2分の1程度に減少している。このため、今後とも、産業廃棄物を活用した事業を継続してしっかりと取り組んでまいる。

原竹 岩海県議再登壇し、小川知事に訴える！

今回のアンケートで感じたことは、「産廃税」に関して税条例施行後、10年弱経過をしているにもかかわらず、未だに県民や関係事業者の皆様には十分周知されていないということである。

「新たな税」に対する納税者の皆様の感情は一定の理解ができるが、本産廃税に関しては、県議会でも可決した経緯もあり、今回のアンケート結果に憂慮している。また、私は地元筑紫野の産廃問題を踏まえ、本産廃税に関して、平成15年

度決算特別委員会をはじめ、平成16年度・平成17年度のそれぞれ2月定例会一般質問において、本税条例の必要性について推進の立場から発言をしているので大きな責任を感じている。
本税に関係する事業者はもとより、広く県民の皆様にも産廃税の必要性をご理解いただくために、例えば、毎年6月5日の「環境の日」に、県の広報誌や新聞・広告・マスコミ等を通して周知するべきであると訴える。

筑紫野市内における 県道路行政の取り組みと進捗

決算特別委員会
原竹岩海委員要求資料
平成26年10月31日提出
県土整備部 道路維持課
道路建設課



① 筑紫野筑穂線（吉木）

平成26年11月19日 用地買収が完了

地権者が工作物移転に半年程度の期間（最長、平成27年度末）を要するため、工程は未定。
その後、現道を何度も切り替えながら工事を行う。

② 筑紫野三輪線（山家）

平成26年8月6日 事業認定告示

平成26年11月7日すべての事業用地の所有権移転登記を完了。
平成27年夏までに供用開始予定。

③ 筑紫野大橋（山口・針摺）

平成26年12月19日 4車線で供用開始

平成26年11月21日に橋梁部など一部を4車線に切替、滑り止め舗装等の残工事を行う。

④ 基山停車場平等寺筑紫野戦（山口）

平成26年8月～ 測量と、設計の見直し中

年度内に、修正設計を地元説明する予定。

⑤ 山口原田線（山口・城山・原田）

平成26年10月8、9、10日 地元説明会

用地測量立ち入りの了解を得た。
用地測量中。

⑥ 筑紫野筑穂線（紫）「西鉄紫駅前」

現在、協議中

・残りの地権者と協議を続けているが、数十年前の話や、借家人との折り合いが付かない状況。
・今年度は、用地協議のための調査中。

※ご要望・陳情・ご意見等ございましたらお気軽にお声かけください。
※いつでも「出前県政報告」をさせていただきますのでご連絡ください。

◆ 県政報告者 原竹岩海 県議の略歴 ◆

1953年（昭和28年）7月24日生
筑紫野市曙町に農家の長男として生まれる。

- 福岡県議会議員秘書 7年半
- 筑紫野市議会議員 3期（12年）
- 福岡県議会議員 3期（12年）現職

【主な学歴】

- 1966年 二日市東小学校卒業
- 1969年 二日市中学校卒業
- 1972年 東福岡高校卒業
- 1979年 久留米大学商学部卒業

【主な活動と経歴】

- 1979年 株式会社大光印刷入社
- 1982年 同社退職
- 1983年 福岡県議会議員秘書就任
- 1990年 筑紫野市議選出馬のため秘書辞任
- 1991年 筑紫野市議会議員選挙（6位 初当選）
- 1991年 （社）つくし青年会議所 副委員長
- 1993年 二日市北小学校PTA会長

- 1994年 筑紫野市商工会青年部監事
- 1995年 筑紫野市長選挙（惜敗）
- 同年 筑紫野市農業委員会選挙（当選）
- 同年 筑紫野市議会議員選挙（1位2期）
- 1999年 筑紫野市議会議員選挙（1位3期）
- ・経済常任委員会委員長
- ・産業廃棄物対策特別委員会委員長
- 1999年 「産廃連」設立 初代事務局長
- 2000年 筑紫野市社会教育委員
- 2003年 福岡県議会議員選挙（初当選）
- ・文教常任委員会副委員長
- 2004年 二日市中学校PTA会長
- 2005年 九州国立博物館特別委員会副委員長
- 2007年 福岡県議会議員選挙（2期当選）
- ・議会運営委員会理事
- ・水資源対策調査特別委員会委員長
- ・福岡県日米親善議員連盟副会長
- 2011年 福岡県議会議員選挙（3期当選）現職
- 福岡県監査委員（議会選出）

原竹岩海県議の主な役職

【会派 民主党・県政クラブ県議団】

議会他

- 厚生労働環境常任委員会 委員長
- 予算特別委員会 委員
- 少子高齢化社会対策特別委員会 委員
- 福岡県防衛議員連盟 副会長
- 福岡県福祉のまちづくり協議会 委員
- 福岡県覚せい剤・麻薬禍対策協議会 委員
- 福岡県障害者施策推進協議会 委員
- 福岡県観光産業振興議員連盟 委員

政党他

- 民主党福岡県第5区総支部副代表
- 連合福岡議員懇談会副会長

地域等

- 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理場対策連絡協議会会長・福岡県将棋連盟副会長・農事実行組合長・筑紫農業協同組合組合員・筑紫野市商工会会
- 員・筑紫野経済同友会・（社）つくし青年会議所シニアクラブ会員・筑紫野市体育協会顧問（他多数）

（政務活動報告）

筑紫野市 選出
福岡県議会議員

はら たけ いわ み

原竹 岩海 事務所



〒818-0061 福岡県筑紫野市紫 3-5-1
電話 (092)918-1323 FAX(092)918-1321
E-mail : iwami@haratake.jp http://haratake.jp